



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(7)(総務課).....	1
	鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令(8)().....	2
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(9) (職員課).....	5
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(10)().....	8
	鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令(11)(電子県庁推進課).....	9

訓 令

鳥取県訓令第7号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和26年鳥取県訓令甲第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘 要
1~11の2 略					1~11の2 略				
12 地方機関の長印 第1号	鳥取県何所(機関名)長印	22ミリメートル平方	機関の長		12 地方機関の長印 第1号	鳥取県何所(機関名)長印	22ミリメートル平方	機関の長	
第2号	鳥取県総合事務所長印	15ミリメートル平方	総務課長	納税通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金又は県営住宅の関係文書用	第2号	鳥取県県税事務所長印	15ミリメートル平方	税務課長	納税通知書等電子計算機により処理する県税関係文書用
第3号	鳥取県県税事務所長印	15ミリメートル平方	税務課長	納税通知書等電子計算機により処理する県税関係文書用	第3号	鳥取県健康福祉センター所長印	15ミリメートル平方	子ども家庭課長	納税通知書等電子計算機により処理する母子・寡婦福祉資金関係文書用

第 4 号	鳥 取 県 福 祉 保 健 局 長 印	15ミリメ ートル平 方	子 ども 家 庭 課 長	納 入 通 知 書 等 電 子 計 算 機 に よ り 処 理 す る 母 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金 関 係 文 書 用	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメ ートル平 方	保 健 所 長	あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師、 は り 師、 き ゅ う 師 等 に 係 る 施 術 所 届 出 済 証 明 書 に 用 い る 焼 印 章
	第 5 号	鳥 取 県 何 保 健 所 長 印	50ミリメ ートル平 方	保 健 所 長				あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師、 は り 師、 き ゅ う 師 等 に 係 る 施 術 所 届 出 済 証 明 書 に 用 い る 焼 印 章
	第 6 号	鳥 取 県 地 方 県 土 整 備 局 長 印	15ミリメ ートル平 方	住 宅 環 境 課 長				納 入 通 知 書 等 電 子 計 算 機 に よ り 処 理 す る 県 営 住 宅 関 係 文 書 用
13～22 略								

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第8号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成5年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（文書等の受領及び配布）</p> <p>第5条 本庁等に到達する文書等（文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、総務課において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した文書等は、当該</p>	<p>（文書等の受領及び配布）</p> <p>第5条 本庁等に到達する文書等（文書及び郵便物等（文書が封入された郵便物（郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物をいう。以下同じ。）その他の物件をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、総務課において受領し、次に定めるところにより配布する。ただし、所管課に直接到達した文書等は、当該</p>

所管課が受領する。

(1)及び(2) 略

(3) 「進展」又は「秘」の表示がある郵便物等のうち、知事又は副知事あてのものは総務課に、出納長又は副出納長あてのものは出納局に、部の長又は次長あてのものはその部の主管課(部の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を分掌する課をいう。)に、人権局長あてのものは人権推進課に、文化観光局長あてのものは振興課に、水産振興局長あてのものは水産課に、その他の職員あてのものは当該職員の属する課又は出納局(以下「課等」という。)に、それぞれ配布すること。

2及び3 略

(郵送)

第31条 略

2及び3 略

4 総務課の職員は、料金計器別納に係る郵便物の発送の状況を記録するものとする。

(使送)

第32条 施行文書を所管課において使送しようとするときは、当該施行文書に係る起案文書の所定欄に施行の状況を記入の上、当該所管課の職員に使送させるものとする。

(郵送)

第47条 略

2 文書管理主任は、郵便物を発送するときは、郵便物発送簿(様式第15号)又は料金後納郵便物差出票(様式第16号)に記載するとともに鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)第17条第1項に規定する郵券印紙受払簿により郵便切手の受払いを明確にするものとする。

3 略

別表第2(第16条関係)

部	課	名	記号
略			
総務部	総務課		総
	教育・学術振興課		教学
	略		

所管課が受領する。

(1)及び(2) 略

(3) 「進展」又は「秘」の表示がある郵便物等のうち、知事又は副知事あてのものは総務課に、出納長又は副出納長あてのものは出納局に、部の長又は次長あてのものはその部の主管課(部内各課の予算経理、連絡調整及び庶務に関する事務を分掌する課をいう。)に、人権局長あてのものは人権推進課に、文化観光局長あてのものは文化振興課に、水産振興局長あてのものは水産課に、その他の職員あてのものは当該職員の属する課又は出納局(以下「課等」という。)に、それぞれ配布すること。

2及び3 略

(郵送)

第31条 略

2及び3 略

4 総務課には、次の各号に掲げる帳票を備え、当該各号に定める郵便物の発送の状況を記録する。

(1) 郵便規則(昭和22年逓信省令第34号)第45条の6第1項の郵便料金表示額記録簿 料金計器別納に係る郵便物

(2) 郵便規則第49条第1項の料金後納郵便物差出票 料金後納に係る郵便物

(使送)

第32条 施行文書を所管課において使送しようとするときは、当該施行文書に係る起案文書の所定欄に施行の状況を記入の上、当該所管課の職員に使送させるものとする。この場合において、当該使送を行う職員がその起案文書の所定欄に署名又は押印するものとする。

(郵送)

第47条 略

2 文書管理主任は、郵便物を発送するときは、郵便物発送簿(様式第15号)又は郵便規則第49条第1項の料金後納郵便物差出票に記載するとともに鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)第17条第1項に規定する郵券印紙受払簿により郵便切手の受払いを明確にするものとする。

3 略

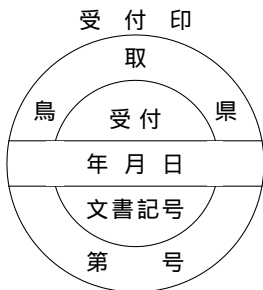
別表第2(第16条関係)

部	課	名	記号
略			
総務部	総務課		総
	略		

	職員課	職
	行政経営推進課	行経
	略	
	国際課	国際
	略	
企画部	企画振興課	企
	地域自立戦略課	地自
	略	
	振興課	振
	文化芸術課	文芸
	略	

	職員課	職
	略	
	国際課	国際
	電子県庁推進課	電県
	略	
企画部	企画振興課	企
	略	
	文化振興課	文振
	略	
	略	

様式第2号(第7条、第39条の2関係)



備考 1及び2 略

- 3 文書記号は、本庁各課にあっては別表第2により、地方機関にあっては長が定めること。
- 4 地方機関にあっては、様式中「鳥取県」とあるのは、「鳥取県 所(局等)」とすること。

様式第15号 略

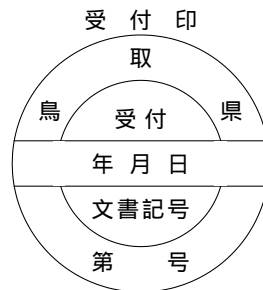
様式第16号(第47条関係)

料金後納郵便物差出票

氏名 _____

郵便物の種類	特殊取扱の種類	量目別	個数	1個の料金	合計料金	摘要
		グラム以内				
		グラム以内				
		グラム以内				
		グラム以内				
		グラム以内				

様式第2号(第7条関係)



備考 1及び2 略

- 3 文書記号欄は、別表第二によること。

様式第15号 略

		グラム以内																		
		グラム以内																		
		グラム以内																		
		グラム以内																		
合 計																				

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する用紙又は受付印で改正前の鳥取県文書管理規程第47条第2項又は様式第2号に定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県文書管理規程様式第16号又は様式第2号の規定にかかわらず、所要の調整をした上でこれらの様式で定める受付印又は用紙として使用することができる。

鳥取県訓令第9号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使 用 期 間 (月)	形 状	被服の交付を受ける職員	品 目	員 数	使 用 期 間 (月)	形 状		
略					略						
地域 自立 戦略 課	過疎・中山間地 域振興担当の職員 のうち常時現地で 業務に従事する職 員	略			企画 振興 課	過疎・中山間地 域振興室の職員 のうち常時現地で 業務に従事する職員	略				
略					略						
建築 課	常時現地で業務 に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ジャッケ	2 2 2 1	60 60 60 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	建築 課	常時現地で業務 に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ジャッケ	2 2 2 1	60 60 60 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり

		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36				安全靴	1	36
中部 総合 事務所	1 農林局倉吉農 業改良普及所及 び東伯農業改良 普及所の職員 のうち常時現 地で農業改良 普及の業務に 従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		作業帽	1	36						
中部 総合 事務所	2 農林局倉吉農 業改良普及所及 び東伯農業改良 普及所の普及 主幹、副主幹 及び改良普及 員の職務に 従事する職員 のうち常時現 地で生活改善 の業務に従事 する職員	白衣	2	60						
		作業服(上衣)	2	60	図15のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	60	図15のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		作業帽	1	36						
中部 総合 事務所	3 農林局地域整 備課の職員 のうち常時現 地で業務に 従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		防寒服	1	36						
		安全靴	1	36						
中部 総合 事務所	4 農林局大規模 基盤整備室の 職員のうち常 時現地で業務 に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		防寒服	1	36						
		安全靴	1	36						
中部 総合 事務所	5 農林局林業振 興課の職員 のうち常時現 地で業務に 従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり					
		キャラバンシューズ	1	36						
		ゴム製半長靴	1	36						
		防寒服	1	36						
西部 総合 事務所	1 農林局米子農 業改良普及所 及び西伯農業 改良普及所の 職員のうち常 時現地で農業 改良普及の 業務に従事 する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		作業帽	1	36						
西部 総合 事務所	2 農林局米子農 業改良普及所 及び西伯農業 改良普及所の 普及主幹、 副主幹及び 改良普及員の 職務に従事 する職員 のうち常時現 地で生活改善 の業務に従事 する職員	白衣	2	60						
		作業服(上衣)	2	60	図15のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	60	図15のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		作業帽	1	36						
西部 総合 事務所	3 農林局地域整 備課の職員 のうち常時現 地で業務に 従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり					
		ゴム製半長靴	1	36						
		防寒服	1	36						
		安全靴	1	36						
西部 総合 事務所	4 農林局林業振 興課の職員 のうち常時現 地で業務に 従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり					
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり					
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり					
		キャラバンシューズ	1	36						
		ゴム製半長靴	1	36						
		防寒服	1	36						

	5	県土整備局の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり	
	略						
	喜多原学園	1	略	略			
		2	指導部の職員のうち部長、塾長及び児童自立支援専門員の職務に従事する職員	略			
		3	指導部の職員のうち部長、塾長及び児童生活支援員の職務に従事する職員	略			
略							
地方農林振興局	1	略	略				
	2	地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり	
			作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり	
			作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり	
			ゴム製半長靴	1	36		
防寒服			1	36			
安全靴			1	36			
3	略	略					
4	略	略					
略							
地方県土整備局		常時現地で業務に従事する職員	略				
略							
中部総合事務所・西部総合事務所・日野総合事務所・東部県税事務所・八頭地方農林振興局	1	主任及び機械技師の職務に従事する職員のうちボイラーの業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	24	図1のうち上衣のとおり	
			作業服(夏上衣)	2	24	図2のとおり	
			作業服(ズボン)	2	24	図1のうちズボンのとおり	
			布製短靴	1	24		
2	主任、電気技師、電話技術及び無線技師の職務に従事する職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり		
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり		
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり		
		布製短靴	1	24			

略						
喜多原学園	1	略	略			
	2	指導部の職員のうち部長、児童自立支援専門員の職務に従事する職員	略			
	3	指導部の職員のうち部長、児童生活支援員の職務に従事する職員	略			
略						
地方農林振興局	1	略	略			
	2	地域整備課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり
			作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり
			作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり
			ゴム製半長靴	1	36	
防寒服			1	36		
安全靴			1	36		
3	大規模基盤整備室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	図1のうち上衣のとおり	
		作業服(夏上衣)	2	48	図2のとおり	
		作業服(ズボン)	2	48	図1のうちズボンのとおり	
		ゴム製半長靴	1	36		
			防寒服	1	36	
			安全靴	1	36	
略						
略						
地方県土整備局		常時現地で業務に従事する職員(総務課総務係及び建設係の職員を除く。)	略			
略						
日野総合事務所・東部県税事務所・八頭地方農林振興局	1	主任及び機械技師の職務に従事する職員のうちボイラーの業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	24	図1のうち上衣のとおり
			作業服(夏上衣)	2	24	図2のとおり
			作業服(ズボン)	2	24	図1のうちズボンのとおり
			布製短靴	1	24	
2	主任、電気技師、電話技術及び無線技師の職務に従事する職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり	
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり	
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり	
		布製短靴	1	24		

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第10号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																										
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">鳥取県中部総合事務所</td> <td>鳥取県中部総合事務所県民局 鳥取県中部総合事務所中部県税事務所 鳥取県中部総合事務所福祉保健局 鳥取県中部総合事務所農林局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 鳥取県中部総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部総合事務所</td> <td>鳥取県西部総合事務所県民局 鳥取県西部総合事務所西部県税事務所 鳥取県西部総合事務所農林局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所 鳥取県西部総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県日野総合事務所</td> <td>鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県東部福祉保健局</td> <td>鳥取県東部福祉保健局（八頭支局を除く。） 鳥取県東部福祉保健局八頭支局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県産業技術センター</td> <td>鳥取県産業技術センター（機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。） 鳥取県産業技術センター機械素材研究所 鳥取県産業技術センター食品開発研究所</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取地方農林振興局</td> <td>鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所</td> </tr> </table> <p>(4) 略</p>	鳥取県中部総合事務所	鳥取県中部総合事務所県民局 鳥取県中部総合事務所中部県税事務所 鳥取県中部総合事務所福祉保健局 鳥取県中部総合事務所農林局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 鳥取県中部総合事務所県土整備局	鳥取県西部総合事務所	鳥取県西部総合事務所県民局 鳥取県西部総合事務所西部県税事務所 鳥取県西部総合事務所農林局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所 鳥取県西部総合事務所県土整備局	鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局	鳥取県東部福祉保健局	鳥取県東部福祉保健局（八頭支局を除く。） 鳥取県東部福祉保健局八頭支局	鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。） 鳥取県産業技術センター機械素材研究所 鳥取県産業技術センター食品開発研究所	鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方機関 組織規則第2条第4項に規定する地方機関（次の表の左欄に掲げる地方機関にあっては、同表の右欄に掲げる当該地方機関の内部組織等）をいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">鳥取県日野総合事務所</td> <td>鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局</td> </tr> <tr> <td>鳥取県東部健康福祉センター</td> <td>鳥取県東部健康福祉センター（八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>鳥取県産業技術センター</td> <td>鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部</td> </tr> <tr> <td>鳥取県鳥取地方農林振興局</td> <td>鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td>鳥取県倉吉地方農林振興局</td> <td>鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td>鳥取県米子地方農林振興局</td> <td>鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所</td> </tr> <tr> <td>鳥取県水産試験場</td> <td>鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部</td> </tr> </table> <p>(4) 略</p>	鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局	鳥取県東部健康福祉センター	鳥取県東部健康福祉センター（八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部	鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部	鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所	鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所	鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所	鳥取県水産試験場	鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部
鳥取県中部総合事務所	鳥取県中部総合事務所県民局 鳥取県中部総合事務所中部県税事務所 鳥取県中部総合事務所福祉保健局 鳥取県中部総合事務所農林局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所 鳥取県中部総合事務所県土整備局																										
鳥取県西部総合事務所	鳥取県西部総合事務所県民局 鳥取県西部総合事務所西部県税事務所 鳥取県西部総合事務所農林局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県西部総合事務所農林局西伯農業改良普及所 鳥取県西部総合事務所県土整備局																										
鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局																										
鳥取県東部福祉保健局	鳥取県東部福祉保健局（八頭支局を除く。） 鳥取県東部福祉保健局八頭支局																										
鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（機械素材研究所及び食品開発研究所を除く。） 鳥取県産業技術センター機械素材研究所 鳥取県産業技術センター食品開発研究所																										
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所																										
鳥取県日野総合事務所	鳥取県日野総合事務所県民局 鳥取県日野総合事務所福祉保健局 鳥取県日野総合事務所農林局 鳥取県日野総合事務所県土整備局																										
鳥取県東部健康福祉センター	鳥取県東部健康福祉センター（八頭地域保健福祉部を除く。） 鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部																										
鳥取県産業技術センター	鳥取県産業技術センター（応用技術部を除く。） 鳥取県産業技術センター応用技術部																										
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取県鳥取地方農林振興局（気高農業改良普及所を除く。） 鳥取県鳥取地方農林振興局気高農業改良普及所																										
鳥取県倉吉地方農林振興局	鳥取県倉吉地方農林振興局（東伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県倉吉地方農林振興局東伯農業改良普及所																										
鳥取県米子地方農林振興局	鳥取県米子地方農林振興局（西伯農業改良普及所を除く。） 鳥取県米子地方農林振興局西伯農業改良普及所																										
鳥取県水産試験場	鳥取県水産試験場（栽培漁業部を除く。） 鳥取県水産試験場栽培漁業部																										

別表第1(第5条、第6条、第15条関係)

鳥取地方県土整備局 八頭地方県土整備局 中部総合事務所県土整備局 西部総合事務所県土整備局 日野総合事務所県土整備局

別表第1(第5条、第6条、第15条関係)

鳥取地方県土整備局 八頭地方県土整備局 倉吉地方県土整備局 米子地方県土整備局 日野総合事務所県土整備局

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

鳥取県訓令第11号

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県情報処理システム事務処理規程の一部を改正する訓令

鳥取県情報処理システム事務処理規程(昭和58年鳥取県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政経営推進課の所掌事務)</p> <p>第4条 情報処理を効率的に行うため、<u>行政経営推進課</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 情報処理システム(行政経営推進課が所管するものに限る。)の管理及びその運用に関すること。</p>	<p>(電子県庁推進課の所掌事務)</p> <p>第4条 情報処理を効率的に行うため、<u>電子県庁推進課</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 情報処理システム(電子県庁推進課が所管するものに限る。)の管理及びその運用に関すること。</p>

附 則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

